

# 十勝圏複合事務組合議会委員会条例

〔 昭和45年2月2日  
条例第3号 〕

改正の沿革 平成元年条例第4号、平成7年条例第5号、平成18年条例第1号

(常任委員会の設置)

第1条 議会に常任委員会を置く。

(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は次のとおりとする。

総務委員会 19人

- (1) 財政及び財産に関すること。
- (2) 他の委員会に属しない事項。

文教委員会 19人

- (1) 学院の教育組織に関すること。
- (2) 教育研修に関すること。
- (3) その他教育に関すること。

(常任委員の任期)

第3条 常任委員の任期は4年とする。ただし後任者が選任されるまで在任する。

2 補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(準用規定)

第4条 その他委員会に関する必要な事項については、帯広市議会委員会条例を準用する。

附 則 (昭和45年2月2日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年11月24日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年3月1日)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年2月24日)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の改正規定の施行の際現に総務委員会及び文教委員会の委員として在任している者は、引き続きそれぞれの委員会の委員として在任するものとし、その任期は、従前の任期とする。